**売買基本契約書（商品取引）**

○○株式会社：（以下、「甲」という。）と、○○株式会社：（以下、「乙」という。）とは、甲と乙の間における継続的商品取引について、次の通り、基本契約を締結する。

第１条（目　的）

甲は乙に対して、甲の取扱商品である○○（以下、「商品」という。）を、　継続的に売渡し、乙は、これを継続的に買受ける。

第２条（再販条件）

商品の再販売先、再販価格、数量等の再販条件については、甲乙協議の上別途これを　定める。

２　乙は、前項に基き定められた再販条件を誠実に遵守するものとする。

第３条（取引条件等）

個々の取引における商品名、種類、数量、価格、受渡および代金支払条件等については、本契約に基づき都度定めるものとする。

第４条（報　告）

乙は甲に対して、乙の再販数量、在庫数量等につき、甲指定の書式に従って毎月報告　　するものとする。

第５条（事前通知）

乙は甲に対して、本契約に基づく乙の販売活動に影響を及ぼすおそれのある事由が　　生じたときは、あらかじめ、書面をもって甲に通知するものとし、乙の事業に変更を　　加える場合には、更に甲からの事前承諾を受けるものとする。

第６条（担保権設定）

この契約に基づいて生ずる甲に対する乙の債務を担保するために、乙は甲の指定する物件に対して根抵当権を設定する。

第７条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までの満○○ヶ年とする。

２　但し、期間満了の○○ヶ月前までに、甲乙の双方から、何ら申出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満○○ヶ年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第８条（任意解除）

甲及び乙は、○○ヶ月前の書面による予告を相手方になすことにより、本契約を解除　　することができる。

第９条（契約違反による解除）

乙が本契約の条項の一に違反したときは、甲は乙に対して何ら事前の催告なく、本契　約を直ちに解除できるものとする。

第１０条（乙の事由による解除）

乙において次の各号の一に係る事由が生じたときは、甲は乙に何ら事前の通知なく、本契約を直ちに解除できるものとする。

（１）乙が甲に対して代金の支払を滞納し、または甲の業務上の指示に従わなかったとき

（２）乙が手形、小切手の不渡りをだしたとき

（３）乙が税金滞納処分を受けたとき

（４）他から破産の申請がなされたとき

（５）その他本契約に基づく甲と乙との信頼関係が損なわれたとき

第１１条（不可抗力）

天災地変等の事由により、甲から乙への商品引渡しに支障が生じた場合には、甲は乙　に対して何ら損害賠償の責に任ずることはない。

第１２条（連帯保証人）

乙は甲から要請があったときは、甲の認める連帯保証人を立て、かかる連帯保証人に、甲に対する乙の債務を乙と連帯して保証させるものとする。

第１３条（規定外条項）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙各誠意をもって協議し、これを解決する。

以上、本契約の成立を証するため本書２通を作成し、各自署名捺印のうえ、甲乙各１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

甲：住所

会社名

代表取締役 印

乙：住所

会社名

代表取締役 印